

中華人民共和国政府の「国家建設高水平大学公派研究生項目」による派遣学生に係る授業料の免除に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>中華人民共和国政府の「国家建設高水平大学公派研究生項目」による派遣学生に係る授業料の免除に関する規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号）第2条の3第2項の規定に基づき、<u>中華人民共和国政府（以下「中国政府」という。）</u>が定める「<u>国家建設高水平大学公派研究生項目</u>」（<u>聯合培養博士研究生として派遣され入学する者を除く。以下「高水平プログラム」という。）</u>により派遣され、本学の大学院博士後期課程（アジア・アフリカ地域研究研究科の一貫制博士課程における博士後期課程に相当する課程を含む。以下同じ。）又は医学研究科医学専攻若しくは薬学研究科薬学専攻の博士課程に<u>入学する者（以下「高水平プログラム派遣学生」という。）</u>のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>(対象者等)</p> <p>第2条 <u>高水平プログラム派遣学生</u>のうち、当該派遣学生を受け入れる研究科において学業優秀と認められる者については、願い出により、授業料の全額を免除することがある。</p> <p>2 前項の規定により免除の対象となる授業料は、大学院博士後期課程にあつては入学後3年を超えない期間、医学研究科医学専攻又は薬学研究科薬学専攻の博士課程にあつては入学後4年を超えない期間とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(授業料の免除の取消し)</p> <p>第5条 <u>中国政府の国家留学基金管理委員会により高水平プログラム派遣学生</u>の資格を取り消された者に対しては、総長は、国際交流推進機構協議会の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。</p> <p>2 前項の規定により入学後に授業料の免除を取り消された者は、当該学期の授業料の全額を直ちに納めなければならない。</p> <p>(中 略)</p>	<p><u>京都大学における外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度による外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号）第2条の3第2項の規定に基づき、<u>次の各号に掲げる外国の政府、公的機関等が実施する当該各号に掲げる留学生制度により、本学の大学院博士後期課程（アジア・アフリカ地域研究研究科の一貫制博士課程における博士後期課程に相当する課程を含む。以下同じ。）又は医学研究科医学専攻若しくは薬学研究科薬学専攻の博士課程に入学する外国人留学生（以下「外国政府等留学生」という。）</u>のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>(1) <u>中華人民共和国政府 「国家建設高水平大学公派研究生項目」（聯合培養博士研究生として派遣され入学する者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>ベトナム社会主義共和国政府 「スキーム9 1 1ベトナム政府派遣留学生奨学金制度」</u></p> <p>(対象者等)</p> <p>第2条 <u>外国政府等留学生</u>のうち、当該外国政府等留学生を受け入れる研究科において学業優秀と認められる者については、願い出により、授業料の全額を免除することがある。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(授業料の免除の取消し)</p> <p>第5条 <u>第1条第1号又は第2号に掲げる外国の政府、公的機関等により外国政府等留学生の資格を取り消された者</u>に対しては、総長は、国際交流推進機構協議会の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(事務)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、研究国際部<u>留学生課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、研究国際部<u>国際学生交流課</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この規程施行の前日において、現に改正前の規定による授業料の免除を受けている者の授業料の取扱いについては、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。</p>